

公開ミーティング プログラム

18:30 開会
講演「死刑と再審法を考える」

19:40
再審可否の司法判断
・26年1月28日熊本地裁「熊本・菊地事件」
(1962年9月死刑執行)

・26年3月予定福岡高裁「福岡・飯塚事件」
(2008年10月死刑執行)

意見交換

20:30 閉会

死刑と再審法を考える

「袴田事件・福井事件から何を学ぶか」



参加費500円
4月16日(木)
18:30~20:30
神商連会館4階ホール

開場18:00 定員80人 横浜市神奈川区ニッ谷町1-11
JR東神奈川駅徒歩5分、東急反町駅徒歩10分



講師

森 卓爾

弁護士、憲法共同センター代表

無実の人が、誤った捜査や裁判によって犯人に仕立て上げられ、刑務所や死刑台に送られる冤罪事件が後を絶ちません。冤罪によって、仕事や家庭など、人生で大切なものを失われた方、死刑執行により命を奪われた方、汚名を着せられたままこの世を去つた方など、その苦しみは計り知れないものです。

日本の刑事裁判では、誤った裁判をやり直す「再審制度」があります。しかし、この制度には多くの不備が残されており、再審は「開かずの扉」と言われるほど難しい現状となっています。再審無罪となった湖東記念病院人工呼吸器事件は17年、福井女子中学生殺人事件は39年、袴田事件は58年など、救済までに途方もない時間がかかっています。一方で、大崎事件、名張毒ぶどう酒事件、日野町事件など、再審開始決定が出されているながらいまだに救済されず苦しみ続けている冤罪事件もあります。

現行の再審制度の問題点を解決するためには、法改正が必要です。国会では超党派の議員連盟が結成され、一度議員立法で改正法案が国会に提出されました。しかし、それを阻止するかのように、法務省・法制審議会が動き出し、現状よりも後退する内容で法務大臣へ答申し、「改悪法案」として国会に提出されようとしています。

死刑制度、再審法改正について学び、国家による人権侵害について考えます。

資料やWeb情報は神奈川労連HP <https://www.kanagawa-rouren.jp/> 00
4月13日公開予定。オンライン参加者からの質問等はお受けできませんご了承ください。

主催：神奈川県憲法共同センター／国民救援会神奈川県本部
☎045-212-5855 (神奈川労連) 当日17時以降 ☎080-6709-4147 ☎voice@kanagawa-rouren.jp

